

## 議員定数削減議案に対する反対討論（要旨）（2009/10/08）

私は、ただいま提案されました鹿児島県議会議員の定数にかかわる議案議第4号と議案議第5号の両案に反対し、一括してその理由を述べ討論いたします。

これらの議案は、現在の議員定数を51及び52に、削減するという案であります。

反対の第1の理由は、議員の定数は法定定数を基本とすべきであるという点です。現在でも、法定定数から2議席減としており、これ以上の削減はすべきではありません。

反対の第2の理由は、定数削減は、県政に住民意志を反映させる機能を低下させることになるという点です。

県議会議員は、県民と県政をつなぐパイプ役を果たしており、定数の削減はこのパイプを細くすることになります。市町村合併により、自治体が広域化、また、市町村議員の数が減少していることから、県議会議員の役割は、より一層重要になっています。

反対の第3の理由は、定数削減が、地方分権の時代に求められる議会の機能を低下させることになるという点です。執行機関へのチェック機能をより強化し、政策立案能力を高めるためにも、相当の議員数が必要であります。

反対の第4の理由は、行政改革という観点から削減を提唱する意見もありますが、議会に係わる経費は、民主主義を保障する経費として重要であり、定数削減が、民主主義の後退につながるという点です。

そもそも、行政改革とは、執行機関の改革を意味するものであり、議会は、住民の利益を守る観点から、監視機能を発揮し、行政のムダを省き、効率的な行政運営を行うなどの改革をしていくことが重要であります。もちろん、議会としても、住民意志の効果的な集約や効率的な議会経費の執行も大切な課題であります。

県民の意見の中に「議員が多すぎる、ムダだ」という声もありますが、これは議員の質が問われている問題です。県民の付託を請けた議員としてその期待に応えるべく、研鑽を積む事こそ必要であります。

また、議会費の予算額は、今年度の一般会計予算で見たときに、その0.17%。内、直接議員にかかわる部分は0.13%であります。もちろん、これが多いのか少ないのかという議論はあるかと思いますが、民主主義を保障する経費として保障すべきであり、削るべきムダは他にあると考えます。

今回、議員定数についての長期間に及ぶ議論を行い、このような状況に至ったのは、そもそも議員定数削減というのが、法的な根拠を持たず、矛盾に満ちたものであるからであります。

最後に、今の分権時代に求められているのは、議員定数の削減ではなく、むしろ逆により多様化した住民ニーズに対応できるだけの議員の数であり、議会・議員の質的向上と共に、住民のために働くことであることを強調し、議員定数削減の両議案に対する反対討論を終わります。